

後期高齢者医療保険 令和2・3年度の保険料率等が変わります

保険料率

	変更前	変更後
均等割額	45,500円	46,451円
所得割率	8.76%	8.84%

年間保険料の限度額

	変更前	変更後
年間保険料限度額	62万円	64万円

均等割額の軽減、2割・5割軽減の対象所得基準

世帯主の前年中所得 + 世帯内の被保険者の前年中所得		軽減後の均等割額	
		変更前	変更後
33万円以下	世帯内の被保険者全員の所得額が0円 (公的年金は控除額を80万円として計算)	8割軽減 9,100円/年	7割軽減 13,935円/年
	上記以外	8.5割軽減 6,825円/年	7.75割軽減 (令和3年度以降は7割軽減) 10,451円/年
[33万円+28万5千円×世帯内の被保険者数]以下 (変更前:[33万円+28万×世帯内の被保険者数]以下)		5割軽減 22,750円/年	5割軽減 23,225円/年
[33万円+52万円×世帯内の被保険者数]以下 (変更前:[33万円+51万円×世帯内の被保険者数]以下)		2割軽減 36,400円/年	2割軽減 37,160円/年

※令和元年の所得をもとに計算した保険料の決定通知書は、7月中旬に送付します。

問 保険医療課 医療保険年金係 担当:三宅
☎ お太助フォン 42-5619 📠 42-2130

軽自動車税の減免申請を受け付けます

障害のある方が使用する軽自動車、原動機付自転車等は軽自動車税が免除される場合があります(昨年度減免を受けた方には納税通知書発送時に申請書を同封します)。

《対象者》

4月1日現在、身体障害者手帳等を所持している方
※認定の等級や障害の部位によっては、減免の対象にならない場合があります。

《対象車両》

障害者本人が所有し、以下のいずれかに該当する車両

- 障害者本人が運転する軽自動車等
- 障害者と生計を同じくする方が、その障害者のために運転する軽自動車等
(障害者の年齢が18歳未満、または障害の状態が重い方の場合は、生計を同じくする方の所有でも可)
- 障害者のみの世帯で、障害者を常時介護する方がその障害者のために運転する軽自動車等

※減免できる車両は、障害者1人につき1台です。

※普通自動車で減免を受ける場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

※減免を受けた場合で、お太助タクシーチケットの交付を受ける方は、交付枚数が半分にになります。

《申請時必要書類等》

- 軽自動車税納税通知書
 - 減免申請書
(用紙は税務課、または各支所窓口係にあります)
 - 手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳など)
 - 車検証
(車検証がない車種の場合は標識交付証明書)
 - 運転する方の運転免許証
 - 印鑑
 - 納税義務者のマイナンバーカード、もしくは個人番号通知カード
- ※納税義務者以外の方が申請する場合は別途書類(本人確認書類等)が必要です。

《受付期間》

5月11日(月)～25日(月)

※昨年度減免を受けた方も、改めて今年度の申請が必要です。

《申請窓口》

税務課市民税係、または各支所窓口係

問 税務課 市民税係 担当:岡田
☎ お太助フォン 42-5614 📠 42-2130

制度に関する
お知らせ

行政情報

募集開始 民泊・交流・定住促進活動応援補助金

📌 **民泊・交流・定住促進活動応援補助金**
市の魅力を伝え、本市への移住・定住を促進する活動を行っている市内団体に対して市が交付する補助金

《対象事業》

- 本市の魅力を発信し移住を促す事業
- 出身者やその家族とのつながりを築き直し、将来的に移住につなげることを目的とした事業
- 市外からの通勤者を本市に移住させていくことを目的とした事業
- 本市で生まれ育った高校生の地元定着、または将来的なUターンを促進する事業

《交付金額》

対象事業の経費範囲内で20万円まで

※1,000円未満切捨て

《申請期限》

5月22日(金)

問 地方創生推進課 定住促進係 担当:戸田
☎ お太助フォン 42-2124 📠 42-4376

成年後見制度 成年被後見人の印鑑登録資格の変更

📌 **成年後見制度**
精神障害などで判断能力が不十分な方が、不利益な契約や悪徳商法の被害に遭わないように保護、支援する制度

これまで成年被後見人の方は印鑑登録を申請することができませんでしたが、条件を満たすことで、印鑑登録を申請できるようになりました。

《申請方法》

成年被後見人と、その法定代理人が同行し窓口で申請

《申請窓口》

総合窓口課窓口係、または各支所窓口係

問 総合窓口課 窓口係 担当:小井
☎ お太助フォン 42-5616 📠 42-2130

マイナンバー(個人番号)カード 臨時交付窓口を開設します

マイナンバーカードの交付や申請のサポート、電子証明書の更新を受け付ける臨時窓口を開設します。

《開設日時》

5月24日(日) 8時30分～16時45分

《開設場所》

市役所本庁 総合窓口課

※吉田町以外に住所がある方で、臨時交付窓口で受け取りを希望する方は、事前に総合窓口課窓口係が住所地の支所へ5月20日(水)までに連絡してください。

※15歳未満の方の受け取りや、やむを得ない理由で本人が来られない場合はお問い合わせください。



問 総合窓口課 窓口係 担当:小井

☎ お太助フォン 42-5616 📠 42-2130
各支所(連絡先はP3目次下部に記載)

公営住宅等入居時 連帯保証人が不要になりました

住宅の確保に困っている方の利用を促進するため、4月1日以降の契約から入居時の連帯保証人が不要になりました。

《対象住宅》

- 市営住宅
- 特定公共賃貸住宅
- 市有住宅
- 若者定住住宅
- 若者用マンション

※本市以外の市町村では取り扱いが異なる場合があります。

問 住宅政策課 住宅係 担当:岩本
☎ お太助フォン 47-1202 📠 47-1206